

旅費細則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定、平成28年6月16日改定、令和6年3月24日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）が、役員等に支弁する、会務のための旅費や宿泊費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、年次学術大会大会長、次期学術大会大会長、次々期学術大会大会長及び各種委員会委員及び特に必要を認められた正会員をいう。

(移動方法)

第3条 役員等の移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道又は航空機を利用し、片道の所要時間が概ね4時間以内となる方法を選択するものとする。

(交通費の算定方法)

第4条 前条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

(1) 鉄道利用の場合は、役員等の主たる勤務機関の所在地の最寄り駅から会務を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金（新幹線を含む）、及び最寄り駅前後の交通費実費を合算したものとする。

(2) 航空機利用の場合も、前号に準じ、役員等の主たる勤務機関の所在地の最寄り駅から会務を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金（新幹線を含む）、及び最寄り駅前後の交通費実費を合算したものとする。ただし、沖縄、北海道の一部からの飛行機しか利用できない場合や航空機を利用してることが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認めるときは往復航空運賃ならびに空港までの往復交通費実費を合算したものとする。

2. 前項に該当しない近距離の場合は、主たる勤務機関の所在地から会務を行う場所までの往復交通費実費とする。

(宿泊費支弁の基準)

第5条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支弁することができる。

- (1) 会務が2日以上に及ぶとき
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
- (3) その他、必要と認められるとき

(宿泊費の算定)

第6条 宿泊費には、室料、税、サービス料を含むものとし、1泊につき国内20,000円、海外25,000円を限度とする。

(日当)

第7条 日当は理事長が定める特別の場合以外は支弁しない。

(支弁の例外)

第8条 年次学術大会に併せて行われる会務に出席する場合は、原則として旅費や宿泊費を支弁しない。

2. 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず1回の支弁とする。

(食事等)

第9条 必要に応じて会務に従事している役員等に食事を提供することができる。ただし、食事をする場所は、会務を執行している場所とする。

(細則の変更)

第10条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。